

44 遺産分割前の遺産の処分

遺産分割前に、共同相続人の一人が、預貯金をこっそり引き出し使い込んでいたらどうなるのであろうか？

もちろん、不当利得返還請求や不法行為による損害賠償請求ができる。また、従来、共同相続人全員の同意があれば、使い込まれて無くなった財産を遺産分割の対象にすることができるとされていた(判例)。もっとも、相続人全員の同意を得るのが困難であることから、改正法では、使い込みをした相続人以外の相続人全員の同意があれば、処分された財産も遺産分割時に遺産として存在するものとみなすことが可能となった(906条の2第2項)。

45 特別の寄与

(1)特別寄与とは？

従来から、被相続人の療養看護をしたのが相続人であれば、介護した相続人には寄与分が認められ、相続分にプラスして遺産を受け取ることが可能であるのに対し、被相続人の療養看護をしたのが相続人でない場合には、全く遺産を受け取ることができなかった。

そこで、被相続人の息子の妻（相続人以外の親族）のように、相続によって遺産を受け取る権利を持たない者が被相続人の療養看護等を行った場合に、相続人に対する金銭の請求権が認められることになった(1050条1項)。

この制度の導入により、被相続人の療養看護を行わなかった相続人と療養看護を行った相続人以外の親族との間の遺産における不公平が是正されることが期待されている。

(2)請求期間

特別寄与料の支払いについて、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる(同条2項)。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相

続人を知った時から 6 カ月を経過したとき、又は相続開始時から 1 年を経過したときは請求できなくなる。なお、この期間は除斥期間である。

(3)特別寄与料

特別寄与料の額は、被相続人が相続開始時において有していた財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない(同条 4 項)。被相続人がすべての財産を遺贈していた場合には、特別寄与者は特別寄与料の請求ができなくなるのである。

なお、相続人が数人いる場合における各相続人の負担額は、特別寄与料の額に法定相続分を乗じた額となる(同条 5 項)。

46 遺言制度

(1)自筆証書遺言の簡略化

従来の自筆証書遺言では、氏名や日付だけでなく、内容も含めた全てを自書しなければならなかった。しかし、これでは遺贈したい財産の詳細までも自書しなければならず、自書の際に間違いがあったり、実際には他のどの方法よりも面倒なものとなっていた。

そこで、財産の記載については、目録のパソコン作成、また、預貯金については通帳のコピーを添付するということが可能になった。

ただし、自書によらない相続財産の目録のすべてのページに、遺言者が署名し、押印しなければならない(968 条 2 項)。

(2)遺贈義務者の引渡義務

債権法の改正によって、まず担保責任の考え方が大きく変わり、特定物不特定物を問わず、買主の追完請求等が可能となり、また贈与者は、無償で目的物を受贈者に移転することに着目し、贈与者の責任につき「贈与者は贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する」と定められた(551 条)。